

## 長生村空家バンク実施要綱

平成31年3月29日

長生村告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長生村における空家の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、空家バンクの制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 村の区域内に存在する建物のうち、個人の居住及び店舗の営業を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの（居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により、当該空家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売買又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

(空家の登録申込み等)

第4条 空家バンクへの登録を申し込む所有者等は、空家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び空家バンク登録カード（別記第2号様式。以下「登録カード」という。）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、長生村空家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該空家の老朽化が著しいとき又は大規模な修繕が必要なとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家バンクへの登録が適切でないとき。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、空家バンク登録完了書（別記第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

（空家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録台帳に登録された内容に変更があったときは、空家バンク登録変更届出書（別記第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

（空家バンクの登録の取消し）

第6条 村長は、物件登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を取消すとともに、空家バンク登録取消通知書（別記第5号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号及び第3号に該当するときは、通知しないものとする。

- (1) 当該空家に係る所有権その他権利に移動があったとき。
- (2) 物件登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (3) 当該空家の売買又は賃貸借に係る契約締結の報告があったとき。
- (4) 物件登録者から空家バンク登録取消依頼書（別記第6号様式）の提出があったとき。
- (5) その他空家バンクに登録されていることが適当でないとき。

（情報提供）

第7条 村長は、登録カードに記載された空家に係る情報のうち次に掲げるものを除き、村のホームページで公開するものとする。

- (1) 所有者欄に掲げられた情報
- (2) その他連絡先に掲げられた情報

（利用登録）

第8条 利用希望者は、空家バンクを利用しようとするときは、空家バンク利用登録申込書（別記第7号様式）及び誓約書（別記第8号様式）により村長に申し込むものとする。

2 村長は、前項による利用登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該申込者が次の各号のいずれかに該当し、適切であると認めるときは、空家バンク利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録し、空家バンク利用登録完了書（別記第9号様式）により当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、長生村の自然環境、生活文化等

に対する理解を深め、地域住民と協調して生活することができる者

(2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与することができる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が適当と認める者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)

は、利用者台帳に登録された事項に変更があったときは、空家バンク利用登録変更届出書(別記第10号様式)により村長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を取り消すとともに、空家バンク利用登録取消通知書(別記第11号様式)により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第5号及び第6号に該当するときは、通知しないものとする。

(1) 利用登録者が第8条第2項に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 空家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録の取消しの申出があったとき。

(5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて利用登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(6) 第6条第3号の規定による報告があったとき。

(7) その他村長が適当でないとしたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 登録台帳に登録された物件に係る交渉の申込みを希望する利用登録者は、空家バンク物件交渉申込書(別記第12号様式)に希望する物件の登録番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)を記入し、村長に申し込むものとする。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件の物件登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を開始し、村長にその内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 村長は、物件登録者と利用登録者との空家に関する交渉及び売買、賃貸借その他の契約(以下「契約等」という。)については、直接これに関与

しないものとする。

- 2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間でこれを解決しなければならない。
- 3 村長は、物件登録者と利用登録者との間における契約が円滑に行われるよう、協定を締結することができる。
- 4 契約等に係る媒介等を希望する物件登録者は、前項の規定による協定が締結されたときは、当該協定を締結した者に媒介等を依頼することができる。  
この場合において、媒介等に要する費用は、当該依頼をした物件登録者又は利用希望者が負担しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 空家バンクを利用したものは、この制度の利用により取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報を適正に管理すること。
- (3) 必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。